

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表
第1条による改正（幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号））

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第27条〔略〕 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月及び12月に支給する場合には100分の115を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月及び12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の95</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>4～6〔略〕 第29条〔略〕 2〔略〕 3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、こ</p>	<p>〔同左〕 第27条〔略〕 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の115、<u>12月に支給する場合には100分の120</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の95、<u>12月に支給する場合には100分の100</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「100分の95、<u>12月に支給する場合には100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の55、12月に支給する場合には100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6〔略〕 第29条〔略〕 2〔略〕 3〔同左〕</p>

<p>の限りでない。</p> <p>一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [略] <p>4～6 [略]</p>	<p>一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [略] <p>4～6 [略]</p>
---	--

第2条による改正（幼稚園教育職員の給与に関する条例）

改 正 案	第1条による改正後
<p>（期末手当）</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には<u>100分の112.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には<u>100分の92.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」と、「<u>100分の97.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第27条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月及び12月に支給する場合には<u>100分の115</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月及び12月に支給する場合には<u>100分の95</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の95</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。